

報告 1

4産労農水第304号

東京海区漁業調整委員会

くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領（令和3年11月25日付3産労農水第1259号施行）第3の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（大型魚）に係る令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したことについて、第4の規定に基づき貴委員会へ報告します。

令和4年5月6日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 知事管理漁獲可能量の配分

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量(トン)
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚) 漁船等漁業	12.1トン
	東京都くろまぐろ(小型魚) 定置漁業	0.5トン
	東京都くろまぐろ(小型魚) 留保枠	1.0トン
くろまぐろ(大型魚)	東京都くろまぐろ(大型魚) 漁船等漁業	35.2トン
	東京都くろまぐろ(大型魚) 定置漁業	0.5トン
	東京都くろまぐろ(大型魚) 留保枠	1.5トン

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○公共測量の終了(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一

○基本測量の終了……………(同)……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

○令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)……………三

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三

告示(下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等…………………………五

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

告示

東京都告示第七百九十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 国分寺市東元町二丁目、東元町三丁目、東元町四丁目、南町二丁目及び南町三丁目各地方内

四 測量の期間 令和三年六月十四日から令和四年三月十八日まで

東京都告示第七百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 立川市錦町五丁目、錦町六丁目、国立市青柳一丁目、青柳二丁目、青柳三丁目、矢川三丁目及び谷保各地方内

四 測量の期間 令和三年七月十三日から令和四年三月七日まで

東京都告示第七百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 東村山市恩多町二丁目、東久留米市柳窪一丁目、柳窪二丁目、柳窪四丁目及び柳窪五丁目各地方内

四 測量の期間 令和三年十二月十四日から令和四年三月九日まで

東京都告示第七百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

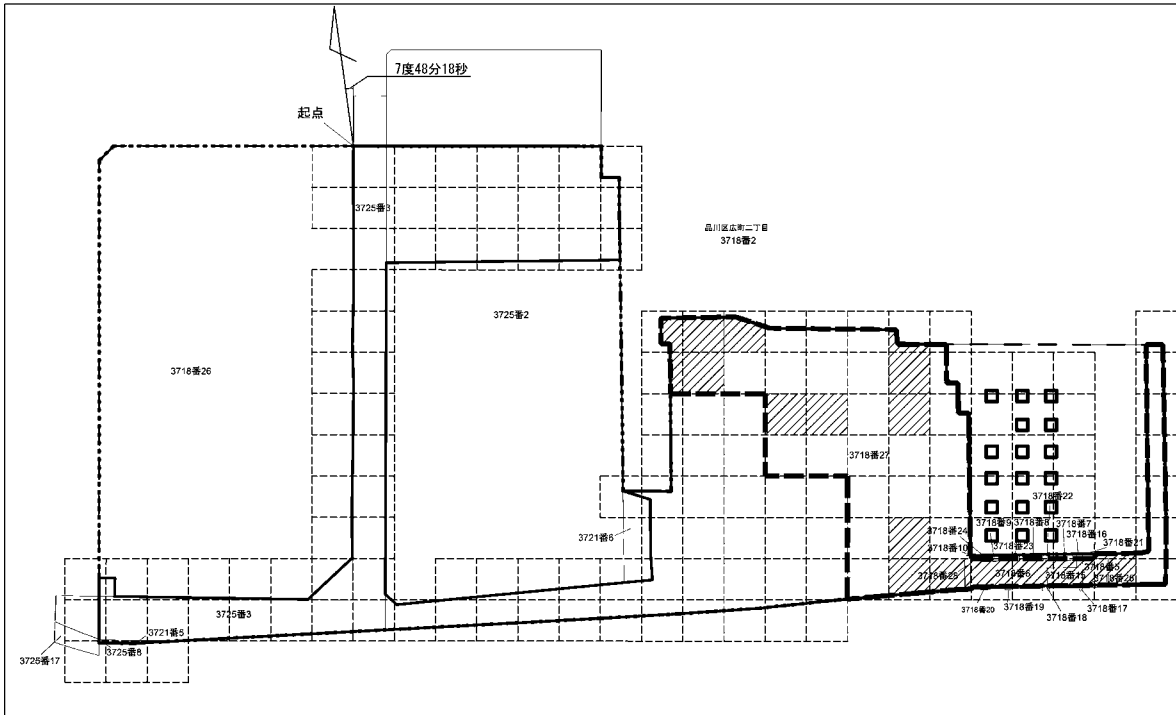
三 測量の区域 小平市鈴木町一丁目、鈴木町二丁目及び喜平町三丁目各地方内

四 測量の期間 令和三年六月十六日から令和四年二月二十一日まで

東京都告示第七百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二

別図



【凡例】

- : 境界線
- : 敷地境界
- : 土地の形質の変更範囲
- : 調査対象地
- : 今回調査対象地
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点の位置はX=-43386.074, Y=-9092.850とする。(調査対象地の最北端とする。)
 座標は、測量法(昭和24年法律第186号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(7度48分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第五項の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)に関する令和四管理年度(令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

特定水産資源
 の名称 知事管理区分 知事管理漁獲可能量

くろまぐろ 東京都くろまぐろ 三五・二トン
 (大型魚) 漁船等漁業
 東京都くろまぐろ ○・五トン
 (大型魚) 定置漁業

●東京都告示第七百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 芝新宿王子
 二 変更の区間 豊島区上池袋二丁目六番三地先
 三 変更の概要 別図表示のとおり

くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき実施する、くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。

（趣旨）

第 1 くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の追加配分に伴う知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。

（追加配分時の手続き）

第 2 追加配分に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、次の第 3 の規定に基づき配分を行うこととする。

（知事管理区分への追加配分の基準）

第 3 くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、漁船等漁業へ配分することとする。

（変更後の報告）

第 4 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。

附 則（3 産労農水第 1259 号）

この実施要領は、令和 3 年 11 月 25 日から適用する。